

平成28年度第1回

一宮市都市計画審議会  
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が平成28年11月10日午後2時00分、本庁舎11階1101会議室に招集された。

記

1. 付議事項

- 議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更 (一宮市決定)
- 議案第2号 尾張都市計画公園の変更 (一宮市決定)
- 議案第3号 尾張都市計画道路の変更 (愛知県決定)
- 議案第4号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の部分改定について

2. 出席委員 12名

秀島 栄三、牛田 幸夫、櫻木 耕史、高岡 幸郎、高取 千佳、宮本 由紀、  
島津 秀典、谷 祝夫  
市川 和邦(代理出席：今村 三千夫)、津田 新太(代理出席：伊藤 晃一)、  
富山 弘美、森 律子

3. 欠席委員 5名

鶴飼 和司、彦坂 和子、浅井 俊彦、平松 邦江、関屋 英徳

[事務局]

まちづくり部長 加藤 重明	まちづくり部次長 坪内 将広
都市計画課長 松川 貴広	同主監 竹内 誠
同都市計画・庶務G課長補佐 田内 誠一	同G主査 牛田 貴史
農業振興課長 安藤 清志	同農政G課長補佐 藤岡 芳樹
同G主事 坂口 達郎	
公園緑地課長 今枝 靖和	同整備G専任課長 堀田 恭史
同G課長補佐 長崎 友智	

開 会 会 議 顛 末  
午後2時00分

事 務 局 (開会のことば)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、平成28年度第1回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

一宮市都市計画審議会条例第3条において当審議会の委員さんの任期は2年と規定されております。今回、任期の更新時期になっており、会長が空席となっておりますので、審議会のご案内を市長名でさせていただきましたことを、まずもってお断り申し上げます。

それでは、会議次第“2 仮議長の選出”までを、事務局において、取り回しをさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、今回委員になって頂きました方々につきまして、お手元にお配りいたしました名簿の順にご紹介させていただきます。

第1号委員の学識経験のある方でございます。

愛知西農業協同組合代表理事組合長 牛田幸夫様でございます。

岐阜工業高等専門学校准教授 櫻木耕史様でございます。

一宮商工会議所副会頭 高岡幸郎様でございます。

名古屋大学大学院助教 高取千佳様でございます。

名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三様でございます。

名城大学准教授 宮本由紀様でございます。

次に、第2号委員の市議会の議員の方々でございます。

島津秀典様でございます。

鵜飼和司様でございます。鵜飼委員様は本日ご都合が悪く、欠席をされております。

続きまして、彦坂和子様でございます。彦坂委員様も本日ご都合が悪く、欠席されております。

谷祝夫様でございます。

浅井俊彦様、平松邦江様、御両名につきましても、ご都合が悪く、欠席をされております。

次に、第3号委員の関係行政機関若しくは愛知県の職員又は市内に住所を有する方でございます。

愛知県一宮建設事務所長 市川和邦様、市川委員様は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条の規定により代理が認められておりますので、愛知県一宮建設事務所次長の今村様に代理出席いただいております。

愛知県一宮警察署長 関屋英徳様、関屋委員様は本日ご都合が悪く、欠席をされております。

愛知県尾張農林水産事務所一宮支所長 津田新太様、津田委員様は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条の規定により代理が認められておりますので、愛知県尾張農林水産事務所一宮支所建設課課長補佐の伊藤様に代理出席いただいております。

県男女共同参画人材育成セミナー修了生 富山弘美様でございます。

社会保険労務士 森律子様でございます。

以上で委員様の紹介を終わらせていただきます。

ただいま、出席委員は12名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しておりますことをお知らせさせていただきます。

なお、議席につきましては、名簿順で決めさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

(仮議長の選出)

事務局

続きまして、仮議長の選出をさせていただきます。

先ほど申しましたように、現在、会長が空席となっておりますので、会長選出のための仮議長を選出したいと思います。

仮議長の選出につきましては、大変僭越でございますが、慣例により事務局においてご指名申し上げたいと思います。いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局

ありがとうございます。それでは、仮議長は、愛知県一宮建設事務所長市川委員代理の今村様にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局

それでは、今村様、よろしく願いいたします。

仮議長

皆様のご賛同を得ましたので、仮議長を努めさせていただきます今村でございます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(会長の選出)

仮議長

それでは、会長の選出についてお諮りいたします。

一宮市都市計画審議会条例第5条により、審議会の会長は、学識経験のある委員から選出することとなっております。

この規定によりますと、会長は、第1号委員のうちから委員の選挙により選出することとなっております。選出の方法につきましては、同運営規則第2条により、委員の多数決、または、会議に出席した委員に異議のないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっておりますが、会長選出につきまして、どなたか、ご意見はございませんでしょうか。

委員 推薦でどうでしょうか。前回の都市計画審議会でも会長を務められていました秀島委員がよいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

仮議長 ただいま、一宮市都市計画審議会の会長として、秀島委員さんのお声がございましたが、他にございませんか。

無いようですので、そのように決定させていただきますが、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

仮議長 異議も無いようですので、会長を秀島委員さんをお願いしたいと思います。皆様のご協力によりまして、大変スムーズに職務を果たすことができましたことを厚くお礼申し上げます。

それでは、会長さんよろしくお祈いします。

ありがとうございました。

(会長あいさつ)

会長 改めまして、名古屋工業大学の秀島と申します。皆様のご推挙によりまして、会長を務めさせていただきます。精一杯努めさせていただきますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、皆様のご協力を賜り、進めさせていただきますので、よろしくお祈いいたします。

(職務代理者の決定)

会長 先ず、会長の職務代理者を決めたいと思います。

当審議会条例第5条第3項の規定により、職務代理者は、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。

岐阜工業高等専門学校准教授の櫻木委員様に職務代理者をお願いいたします。よろしくお祈いいたします。

(議事録署名者の決定)

会長 次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第9条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。議事録署名者は、議席順をお願いしておりますので、1番の牛田委員様と2番の櫻木委員様をお願いいたします。よろしくお祈いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」をご審議賜りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

議案第1号につきましてご説明させていただきます。それでは掛けてご説明させていただきます。

まず、第1号の議案書をご覧頂きたいと思います。計画書をご覧下さい。尾張都市計画生産緑地地区を次のように変更する。面積約133.8ha、位置及び区域は計画図表示のとおりです。今回の変更は、生産緑地地区の指定をするもの、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、公共施設の敷地に供されたもの、及び面積要件を満たさなくなったもの、について一部区域を変更するものです。

次に、議案書の封筒の中をご覧いただきたいと思います。

封筒の中には縮尺2万分の1の総括図と縮尺2500分の1の計画図が19枚入っております。今回の除外等につきましては、縮尺2500分の1の計画図にてご説明させていただきます。念のため、この計画図の見方を簡単にご説明いたします。

では計画図の4枚目をご覧いただきたいと思います。そして右下の凡例をご覧いただけますでしょうか。まず、赤いラインですが、こちらは市街化区域の境界線を示しています。緑色に塗られた部分は既存の生産緑地、赤が指定する生産緑地、黄色が今回除外する生産緑地です。

これよりご説明する変更案件はこの計画図と議案書の計画書のすぐ後ろにあります、変更箇所別調書に沿ってご説明させていただきます。

なお、本日審議をお願いいたします変更案件は、全部で55箇所にあつております。全部につきまして詳細なご説明を申し上げておりますと、大変な時間が掛かってまいります。また、除外または一部除外の内、主たる従事者の死亡または病気などによる故障により除外するものが多くなつておりますので、これらにつきましては一部を抜粋し、かつ説明を簡略化させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、まず、箇所別調書の1ページ、一団番号1-42、計画図の方は1枚目をお願いいたします。公共施設用地等、具体的には河川の拡張のため一団の一部面積199㎡を除外するものです。また、分筆のための確定測量を実施したところ、残る生産緑地の面積が変更となり、残面積が26㎡増えています。

続きまして、箇所別調書の1ページ、一団番号3-203、計画図は4枚目になります。こちらは、主たる従事者が故障したことを理由に一団の一部面積93

5㎡を除外するものです。また、この除外により丹陽町九日市場字竹之宮283番、面積122㎡が面積要件不足となるため合わせて除外となります。面積要件不足とは、生産緑地の条件の一つに「一団の面積が500㎡以上の規模の区域であること」というものがあり、一部除外等により500㎡以下となってしまった場合のことを指します。

続きまして、一団番号3-204、計画図はそのまま4枚目になります。こちらは、主たる従事者の故障を理由に一団の一部面積1,874㎡を除外するものです。また、この除外により3-204北側で一団の分断が発生し、他の生産緑地と続きにならない3筆計428㎡が面積要件不足により除外となります。さらに、東側の2箇所が分断されますが、それぞれで561㎡、551㎡と面積要件を満たしておりますので、3-396、3-397と新たな一団番号を付け、生産緑地の指定を継続します。

続きまして、箇所別調書の2ページ、一団番号3-228、計画図はそのまま4枚目になります。こちらは、主たる従事者の死亡及び故障を理由に一団の一部面積5,093㎡を除外するものです。また、この除外により3箇所が分断されますが、それぞれで面積要件を満たしておりますので、3-398、3-399、3-400と新たな一団番号を付け、生産緑地の指定を継続します。また南側、丹陽町九日市場字上田45番面積115㎡が分断されますが、既存の生産緑地3-244に農業用道水路404㎡を追加指定し、その繋がりで3-244への指定替えを行い、生産緑地の指定を継続します。

続きまして、箇所別調書の4ページ、一団番号4-205、計画図は9枚目になります。こちらは、主たる従事者が死亡したことを理由に一団の一部面積294㎡を除外するものです。また、この除外により大和町妙興寺字地蔵恵17番1面積217㎡が分断されますが、4-204へ指定変更することで生産緑地の指定を継続します。

以上、簡単にご説明をさせていただきました。今回の変更による面積は、48,847㎡の減少でございます。この変更の結果、生産緑地地区は、変更前面積138万6,944㎡から、133万8,097㎡、約133.8haとなります。今回の除外の対象となります生産緑地の一団ごとの変更面積につきましては、変更箇所別調書のすぐ後にまとめております。またそのすぐ後には、生産緑地の過去の変遷を3ページにわたりまとめておりますので、こちらの方も参考にいただければと思います。

本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、平成27年1月1日から、同年の12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。

また、変更案の縦覧を平成28年9月16日から平成28年9月30日まで実施致しましたところ、縦覧者が1名おりましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



委員 30年経った2022年問題というのが全国的にこれからおきてくるだろうというふうに言われていることなんですけども、その時点でどっと市場に優良宅地みたいな形が出るわけなんですけども、まちづくり部長としては今後そういう対応についてどのようにお考えなのかお尋ねしたいんですけども。

事務局 今、国のほうでは生産緑地の30年という行為制限解除の年数が来ますので、それに対して新たに都市の農地のあり方について、議論がされている最中かと私は承知しておりますので、その議論を待って、制度設計が国のほうから通達があるのかなと思っておりますけども、今のところはっきりしたものは示されていないような状況でございますので、それを注視しているという段階です。

委員 ありがとうございます。

会長 審議会でご意向を述べていただくのは構わないのでしょうか。議事録に残してよいのでしょうか。

事務局 そういうご意見があったといたします。

委員 これについての質問だけということでしょうか。

事務局 基本的には、そうです。

会長 はい、他にいかがでしょうか。

それでは、他にないようですので、採決をさせていただきます。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案を「可」とする旨、答申することに決定いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろしく願いいたします。

事務局 はい、会長。

会長 はい、どうぞ。

事務局 答申案を朗読させていただきます。

(朗読)

会 長 はい。答申案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

会 長 続きまして、議案第2号「尾張都市計画公園の変更(一宮市決定)」をご審議賜りたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。まずもって説明に先立って、補足の資料として配置図を追加で配布させていただきますこと、ご容赦願います。  
それでは、議案第2号「尾張都市計画公園の変更(一宮市決定)」について、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。  
議案第2号、表紙を1枚はねてください。尾張都市計画公園の変更(一宮市決定)、都市計画公園中2・2・2号新柳公園を2・2・2号葵公園に名称を改め、次のように変更する。種別：街区公園、名称として、番号：2・2・2、公園名：葵公園、位置：一宮市本町二丁目、面積：約0.13haとするものです。理由書：葵公園は、新柳公園として昭和29年に都市計画決定され、長らく地域の憩いの場として利用されてきましたが、一宮市役所本庁舎の改築により、平成22年に位置及び区域の変更がなされ、平成23年の一時廃止を経て平成28年に供用開始されました。現在では駅、商店街、新庁舎を結ぶ当地域のオープンスペースの拠点として多目的広場やベンチ、植栽帯を有した公園として、周辺地区の憩いの場として親しまれています。もともと、移転された当該公園の所在地については、関ヶ原の戦いや大坂冬の陣に際して、徳川家康が一宮の佐分利五郎兵衛清政宅で小憩したと伝えられており、その後、佐分利家のあった場所の地名が、徳川将軍家が用いた三つ葉葵紋に由来した葵町となりましたが、昭和48年の第2次住居表示事業により葵町の名は消え、現在の本町2丁目となりました。  
こうした中、公園周辺の住民から、当該公園の名称に由緒ある地名を冠した葵公園に名称変更し、歴史観あふれる親しみやすい公園にしたいという要望が市に寄せられました。  
一宮市では、地元住民と行政が協働で行う公園づくりを進めるとしている公園整備の基本方針のもと、公園の名称についても地元住民の意見を尊重し住民に愛される公園づくりを目指しているところであり、今回の名称変更はこの方針にも合致することから、名称を葵公園に変更するものです。  
つまり、一宮市役所本庁舎の改築により、移転した街区公園の新柳公園の名称を、住民要望に基づき、公園所在地の由緒ある地名に因んで葵公園に変更することにより、より地域の住民に親しまれ利用される公園となるよう都市計画公園の名称変更を行うものでございます。

添付図面についてでございますが、1/2の総括図をお願いします。これは都市計画図に葵公園の位置を落とした位置図となっております。

次に、2/2の計画図をお願いします。すでに公園は完成しております、供用開始もなされており、斜線部分が公園の区域を示しております。

以上添付図面は2つですが、この2つの図面の補足という意味で、追加でA3横版の配置図を配布させていただきました。お手数ですが、その配置図をご覧ください。方位は上が北となっております。図面の東側、現在は一宮市役所本庁舎が建築された一部に元の公園、新柳公園がございました。グレーの着色の新柳公園跡地と書いてあるところにあたります。これが、西側の道路をはさんで濃いグレーで塗ってあるところに移転したわけですが、今回、改めて公園名称を変更するというのでございます。公園レイアウトとしては、葵公園と記載してあるところですが、中心市街地に位置する貴重なオープンスペースとして、イベント等で様々な活用ができる多目的広場を設けまして、その東側は道路からスムーズに行き来できるようにゆるやかなスロープの園路やベンチを設置、さらに植栽を施してあります。

ちなみに、元の市の庁舎はこの配置図の真ん中、夢織り広場からすぐ右上の小さな文字、ロータリー、北の正面入口と書いてあるところに向かって、鍵かっこ型で建っておりました。葵公園の部分は、以前は市の平面駐車場でございました。そして公園の西の四角の建物は、オリナス一宮と言いまして、以前は市の西分庁舎であり、さらにさかのぼれば大正13年建築の旧名古屋銀行一宮支店という歴史ある建物であったものをイベントスペースに改修したものでございます。葵公園と隣接しており、イベント等において連携した利用などが可能となっております。

以上が、議案第2号、尾張都市計画公園の変更、新柳公園の葵公園への名称変更の議案説明でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会 長            それでは、議案第2号の趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員            従前と面積は変わりましたか。

事 務 局        新柳公園の面積は約0.12ヘクタールで、葵公園は約0.13ヘクタールと0.01ヘクタール増えております。

会 長            他にいかがでしょうか。  
それでは、ご意見ないようでしたら、採決をさせていただきます。  
議案第2号「尾張都市計画公園の変更(一宮市決定)」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員        異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、原案を「可」とする旨、答申することに決定いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろしく願いいたします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 答申案を朗読させていただきます。

(朗読)

会 長 はい。答申の案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

会 長 続きまして、議案第3号「尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）」をご審議賜りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 どうぞよろしくお願いいたします。

本案件につきましては、愛知県が定める都市計画であり、都市計画法第18条第1項の規定により、愛知県から一宮市に意見を求められていることから、本審議会に諮問するものがございます。それでは、議案第3号の詳細について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

恐れいりますが議案書の2枚目をお願いいたします。今回、変更をいたしますのは都市計画道路3・3・2号北尾張中央道でございます。北尾張中央道の概要でございますが、起点は一宮市萩原町萩原字山越で、小牧市大字間々原新田字上新池を通過し、終点は春日井市大留町字東島に至る、延長約31,310メートル、代表幅員23メートル、車線の数は4車線の幹線街路路でございます。

お手数ですが、図面番号1、総括図をご覧ください。この総括図は、一宮市西部を示すものがございます。図面右側に位置するのがJR東海道本線、名鉄名古屋

屋本線及び尾西線の一宮駅でございます。今回ご審議をお願いする案件は、図面中央で南北に赤色実線を表示しております3・3・2号北尾張中央道でございます。

次に図面番号2の計画図をご覧ください。図面左手が南、右手が北となっております。図面左手に上下方向に名神高速道路が走っており、図面上方向が岐阜羽島インター方面、図面下方向が一宮インター方面となっております。この名神高速道路と立体交差する形で南北に走っている路線が北尾張中央道でございます。今回は図面左手に走る都市計画道路3・4・1号一宮弥富線から、図面右手にございます都市計画道路3・4・39号富田一宮線までの区間約1,370メートルについて都市計画の変更を行うものでございます。当該区間につきましては、その大半は未整備の状況にあります。現在は黄色の実線で示す部分に都市計画決定がなされております。今回の変更では安全かつ円滑な交通処理を図るため、図中赤色実線で示しましたとおり、幅員を20メートルから一般部23メートル、交差点部を26メートルにそれぞれ変更するものでございます。

では、議案書にお戻りいただき4枚目の理由書をご覧ください。まず、路線の概要でございますが、本路線は尾張都市計画区域内の都市計画道路一宮弥富線、隣接する名古屋都市計画区域の名古屋第3環状線等と一体となり、名古屋市周辺の都市を結ぶ環状道路となっております。また、名古屋から放射状に延びる国道22号、41号、19号と交差し、名古屋都市圏の主要幹線道路網を形成する重要な路線であります。また、一宮市都市計画マスタープランにおいても「一宮市街地の北側及び西側の外郭を形成する都市道路」と位置付けられております。

今回の都市計画の変更の理由でございますが、事業実施にあたり周辺土地利用状況や交通状況を勘案し、より安全で快適な自転車・歩行者空間を確保するとともに、交差点部の安全で円滑な交通処理を図ることを目的に右折車線設置に必要な空間を確保するものでございます。

1枚おめくりください。変更の考え方といたしまして、設計条件は道路規格4種1級、設計速度60kmとして計画しております。今回は先ほど図面2でご説明いたしました一宮弥富線と富田一宮線の間、約1,370メートルについて、現在20メートルで計画されている幅員を、一般部を23メートル、交差点部を26メートルにそれぞれ変更するものでございます。

変更内容でございますが、まず一般部についてご説明いたします。現在2.5メートルで計画されている自転車歩行者道につきまして、3.5メートルに広げるとともに、0.5メートルで計画されている中央帯を1.5メートルに広げるものでございます。これによりまして、自転車歩行者道で両側各1メートルずつ、中央帯で1メートルの計3メートル広げ、現計画の20メートルを23メートルに変更するものでございます。

次に交差点部についてご説明いたします。自転車歩行者道及び中央帯につきましては一般部と同じく、現在2.5メートルで計画されている自転車歩行者道を3.5メートルに、0.5メートルで計画されている中央帯を1.5メートルにそれぞれ広げるとともに、さらに現計画にはない右折車線分として、3メートル追加するものでございます。これによりまして、自転車歩行者道の両側各1メートル

ルずつ、中央帯の1メートル、そして右折車線の3メートルの計6メートルに広げ、現計画の20メートルを26メートルに変更するものでございます。

続きまして、住民説明会の実施状況についてご説明いたします。平成28年8月21日、市民を対象とした住民説明会を実施し、37名の方にご出席いただきました。この説明会では、住民の皆様からは早期事業化の希望が出される等、都市計画案についてご理解をいただいております。

続きまして、都市計画案の縦覧期間についてご説明いたします。平成28年12月6日から12月20日まで都市計画の案の縦覧を予定しております。県決定であることから、愛知県都市計画課及び一宮市都市計画課で実施いたします。なお、縦覧期間中は愛知県及び一宮市のホームページ上でも法定図書の掲載を予定しております。

最後に今後の予定について、ご説明いたします。本案件は県決定案件でございますので、本日の都市計画審議会の後、愛知県都市計画審議会の審議を経て都市計画決定となります。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長            それでは、議案第3号の趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員            この区間の北と南の幅は何mになっていますか。

事 務 局        はい、今回変更する23mになっています。

委 員            ここだけが、20mなのですか。

事 務 局        はい。事業化の目処がたっておりませんでしたので、今回は事業化の目処がたったということで、旧の幅員構成から、今回の変更とさせていただきます。

委 員            こういうのは、一般的なのですか。

事 務 局        はい。今回何故変更するかということですが、道路構造令の変更がございました。それに伴って、幅員構成を変更させて頂いているわけですが、事業予定がなかなか無い路線では、現道路構造令によって改めて幅員変更しても、制限がどうしてもかかってしまうものですから、事業化がある程度目処がたった路線について逐次こういった幅員変更があったらしていきたいと思っております。

委 員            計画図のなかで、名神高速道路の下のところは幅員23～26mに変更されるのは分かるのですが、その北側の部分で23～26mに変更される理由は何でしょうか。

事務局 実はこの区間に交差する市道が多数ございます。今回は、都市計画変更でございまして、これらの交差する道路のところまでの規定は本来必要がない訳ですが、当然この後、事業化が見えてございますので、今回、交差する道路部分についても26mにしてチャンネリを設けるということで考えさせて頂いております。

委員 今後はこちらを改良してくるということもあって、交差点の形状がどうかということじゃなくて、26mという意味合いでよいでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

事務局 はい、すみません。先ほどの説明で、高岡議員の方からご質問のありました今回の変更する区間の上下区間が変更されているのかというご質問がございましたが、南の部分については、20mで決定しております。大変失礼いたしました。訂正して、お詫びさせていただきます。

委員 この南側はもう計画は、変わらないのですね。

事務局 現在のところは、変わりません。

会長 交通量が少ないという理由ですか。

事務局 委員の質問があった部分については、もう既に整備済みでございますので変わりません。

委員 都市計画マスタープランの方の構造図で、こちらの道路も位置づけをされていると思うんですが、今後この北の方の未整備の部分を変更されたりもあるのでしょうか。

事務局 やはり、事業化の目途がたてば、道路構造令の変更がございますので、新しい構造基準に変更していく予定でございます。

委員 3mの幅員が増えるということで、既成市街地で影響が出てくるかと思うのですけれども、今後は随時確認しながらになるということでしょうか。

事務局 そうなると思います。

委員 北尾張中央道はずっと南に行くと先はどこに行き着くんでしたでしょうか。

事務局 弥富です。

事務局 先ほど、委員から、既成市街地を、今後計画幅員を広げていくのかというご質問がございました。今全体の計画図面がありませんので、ここにある中では、既成市街地は今23mで、交差点部は25mということで計画決定されていますので、今のところそのような幅員でしたら、今の構造令に何とか適合して整備ができるのかなというふうに考えておりますので、今後、現計画の幅員でやっていく可能性もあります。将来の構造令が大幅に変わらなければ、今の計画決定の中でやれるだろうと思っております。

会長 ですので、構造令が変わったということで今後も、こういう議案が出てくるということですね。

事務局 旧基準でまだ計画決定がされている部分については、見直しも必要が出てくるということです。

委員 今の道路構造令が改訂されるのと、幅員を決定していく時というのは、道路の計画を策定した時点の道路構造令に準じておれば、その後途中段階で道路構造令が変わっても、幅員だとかの変更はしなくて良いという、そういうことでいいですか。今の25mのところは、変えずにということで、北側の部分、交差点の部分が25mで、今回南側は26mになるということで、既に終わったところは、計画しているところについては道路構造令が変わっても計画した時点がそれより以前なので幅員は変えなくて良いということでしょうか。

会長 それは、建築物の既存不適格みたいなことですか。

委員 そうです。

会長 そういう形なのか、それとも過去に遡って、26mにすべきところは26mになったりするということですか。

事務局 道路構造令の書き方も、変わったらすべて今の既存のものも全部変えなさいという訳ではなくて、今後整備するものにつきましてはというふうなただし書きになっていますので、整備するものについて、今の基準に合うようなものに変えていくというようなことで進めております。

委員 計画があって、まだ実際工事に入っていないとか、用地買収が終わっていないとか、そういったものについては、構造令に準じていくものなのか、もう一度計画が決まったのでそれはそれでそのまま、既存の構造令のままということになるのかということです。

事務局 実施段階のものということですか。

委員 計画ができてまだ、工事が着手されていないものは、広げてもう一度、審議に諮って拡幅していくよということをするのか、もう既に計画はできているので、それはそれで計画通りのままやるのかということです。

事務局 今回の北尾張の都市計画変更する部分は、もともと20mで都市計画決定がされていた部分で、道路整備は全く手付かずの状態、放置されていた部分でありましたが、先ほどの図面で分かりますように北も整備され、南も整備され、残った部分が今回、お地元の合意形成ができたものですから、県の方は事業着手したい、整備したいということで、計画変更するものでございます。

事務局 今回は、事業ありきで、都市計画の変更をします。以前は、都市計画をかけるのと建築制限がかかりますので、住民の方にご迷惑をおかけしますので、道路構造令の変更があった場合についても事業の前までは変更しないようにしています。事業着手の時には、その段階での構造令に準拠したものでつくりますので、今回、幅員を広げるといような変更をさせて頂くということでございます。今回区間より北側の部分は、既に事業が終わっていますので、変更はしないというところでございます。

会長 事業をするとなった段階で、やられるわけですか。

事務局 そうです。事業都決というような表現をしますが、最近では、事業ありきの都市計画の変更というパターンが多いです。

委員 わかりました。

委員 例えばこういう県の決定というものが来ていますよね。それに対して先ほどの話をお聞きしますと、地元の了解も得られたというような話になっていますと、この審議会で、審議すること自身にどういう意味があるのかなと思うのですが。ちょっと変な質問で申し訳ないですけども、ここで、これはダメですよと、県の決定で地元の了解も得ているのに、我々にそこまでの権限ってあるのだろうかと思うわけです。

会長 県はまだ決定はしていませんよ。

委員 ここに県決定という言葉がありますが。

事務局 本案件は、県が、都市計画を決定する案件で、県が都市計画を決定するのですが、その計画案について、地元の公共団体の方に意見を求めてきますので、一宮市は本計画に対しては、異議ありませんとお答えをするためには、当審議会において、ご審議を頂かなければならないということです。

委員 最終的に県はすでに決定しているということではないのですね。

事務局 決定はしていません。これから決定するので、それに対して意見を求めてきているということです。

委員 それでは、この県が決定とか市が決定とか括弧書きがあるのは、ちょっと違和感があります。

事務局 決定権者が誰かということ、そこで現しております。

会長 もう一つ、住民の方が合意を得ているというところの関係はどうでしょうか。

事務局 今回の案のたたき台をつくるための説明会ということで、先に説明をさせて頂いたものでして、それで、たたき台をつくりましたということです。それで、たたき台を今度、この審議会でご意見を頂きたいというそんなような順序になっております。

委員 わかりました。

会長 ありがとうございます。初回でもありますので、この規定はここで理解しておきたいと思います。それでは、この議案について、採決したいと思います。議案第3号「尾張都市道路の変更(愛知県決定)」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、その旨、答申いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろしく願いいたします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 答申案を朗読させていただきます。

(朗読)

会長 はい。答申の案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で  
答申いたします。

会 長 引き続き、議案第4号「一宮市都市計画に関する基本的な方針の部分改定につ  
いて」をご審議賜りたいと思います。  
それでは、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 本議案は、都市計画法令に定めはございませんが、本市の都市計画を行う上で、  
市長が都市計画審議会の意見を聞くことが必要、と判断して提出する議案であり  
まして、本審議会に諮問し、ご審議、ご意見をいただき、改定案をまとめさせて  
いただくものでございます。その後、12月のパブリックコメントを経て、最終  
案を策定し、その最終案を来年2月に予定しております平成28年度第2回都市  
計画審議会で諮問し、答申をいただきたいと考えております。

それでは、議案第4号について、説明させていただきます。着座にて説明させ  
ていただきます。

議案第4号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の部分改定について、ご説  
明申し上げます。

まず始めに、都市計画マスタープランの部分改定の経緯でございます。一宮市  
都市計画に関する基本的な方針、いわゆる一宮市都市計画マスタープランは平成  
32年を目標年次とした現方針が平成21年6月に策定されております。その後、  
本市では、深刻化する人口減少と超高齢化やこれによる地域経済の縮小という負  
のスパイラルに立ち向かうため、一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、平  
成28年2月に策定しました。

この総合戦略においては、今後における人口減少の克服と地域の活性化のため、  
木曽川の豊かな自然と、大都市・名古屋から10分という環境の中で、安心して  
子どもを産み育て、働くことができるまちづくりを目指すこととしております。  
ついては、この総合戦略に掲げる、良好な住宅地の供給や一宮駅周辺の土地利用  
を図りながら、さらなる本市の発展に向け、社会情勢の変化に適切に対応するべ  
く、今回都市計画マスタープランの部分改定を提案させていただくものでござい  
ます。

それでは、お手元の資料からご説明させていただきますので、都市構造評価及  
び土地利用方針（骨子）、A3版2枚、4ページになっているものをご覧ください。  
本骨子では第1部で、都市構造評価を、第2部で、都市構造の集約化に向け  
た土地利用方針の策定をまとめております。では1ページをご覧ください。まず  
始めに、現状の都市構造を評価1～評価7の7項目で評価を実施しております。

まず、評価1 人口の分散についてでございます。本市の特徴としましては、

昭和の町村合併により市域を拡大してきたため、市街化調整区域を含め、市内各地域に人口が分散しており、市街化調整区域にも、昔からの集落を中心に、人口集中地区が広がっております。ただ今後は、市街化調整区域において、これまで増加してきました住宅地の空洞化が懸念されています。

次いで評価2 市街化区域の基本構造についてでございます。本市は早くからJR東海道本線や名鉄名古屋本線をはじめとする鉄道網が整備され、その沿線やバス路線に転換した起街道を軸に市街地が形成されております。また、本市は周辺都市との結びつきが強く、中心市街地から放射状に道路網が形成されております。特に、国道22号などの幹線道路網が日本の大動脈である名神高速道路や東海北陸自動車道とネットワークを形成し、これらの交通軸が交通の要衝となり、市街地形成の根幹となっております。

評価3 中心市街地の求心性についてでございます。一宮駅を核とする中心市街地におきましては、人口と産業の空洞化が進んでおりますが、一方、駅前ビル通称i-ビルが整備され、この市役所本庁舎も建て替えられるなど、新しい都市機能が集約され、中心市街地の求心力も高まってきております。

評価4 市街化区域における土地利用の動向についてでございます。一宮市を中心とした尾州地域では、古くより繊維産業が盛んなまちとして有名ですが、近年では操業停止となった繊維工場の跡地が住宅や商業施設へと転換されるなど、新たな基幹産業の立地が課題となっております。また、住宅の空き家率も高く、今後空き家対策も大きな課題となっております。

評価5 公共交通及び利用交通手段についてでございます。市の西部地域においては名鉄尾西線が、東部地域ではバスをそれぞれ軸とする、一宮駅を中心とした放射状の公共交通網が形成されております。しかし、地方都市に共通する自動車利用率の高さや東部地域における基幹的公共交通の水準の低さが課題となっております。

評価6 生活利便性についてでございます。市域全体で見ると、基幹的公共交通のカバー率が低く、また、特に市街化調整区域では高齢者施設のカバー率が低いと、車の運転が難しくなる高齢者にとって、暮らしやすさに問題があります。

評価7 災害に対する安全性でございますが、都市化に伴う農用地の宅地化と河川整備の遅れから、市域全体での水害リスクが高まっており、また地震等の災害に対して市街地における狭隘道路に古い家屋が密集し、都市基盤の脆弱性が課題となっております。

1 ページ右側の図面をご覧ください。上段左側が平成22年の人口密度を示した図面でございます。赤・オレンジ色の着色区域は人口密度が高く、緑色が濃いほど人口密度が低い地域を表しております。一宮駅を中心とした中心市街地で人口密度が高く、次いで合併前の旧尾西市や旧木曾川町の中心部も人口密度が高くなっております。また、市北東部などでは、市街化調整区域にもかかわらず人口密度が高い地域が点在しております。

上段右側の図面が、転入・転出といった社会移動がないと仮定した場合の平成52年の人口密度を表した図面となります。一宮駅周辺の中心部などは、1ヘクタールあたり60人以上を確保し、一宮駅周辺を除く市街化区域では人口密度の

低下がみられるものの、1ヘクタールあたり40人程度を確保しております。一方、市街化調整区域においては、人口密度が40人を下回る着色となっております。

下段の図が平成22年と52年を比較した場合の人口増減を表した図面でございます。市南部などを除き、全体に人口が減少しており、特に一宮駅周辺や市街化調整区域において大きく人口が減少している濃い青色の着色となっております。

裏面、2ページをご覧ください。1ページで表しました図面をもとに、30年後の都市機能の人口カバー率を算出しております。上のフロー図で将来都市機能による人口カバー率の考え方を表しております。30年後、平成52年に人口密度がヘクタール当たり20人を下回る区域では都市機能が存続できないため消失するものと想定し、30年後のカバー率を算出しております。この結果、市街化区域における見通しとして、中段のグラフになりますが、市街化区域では人口密度はおおむねヘクタールあたり60人が確保されることから、現在立地しております都市機能は継続されるため、都市構造に大きな変化は見られないものであります。

一方、一番下のグラフが表します市街化調整区域では、先ほどの説明で、人口密度が低下することにより、人口カバー率も低下リスクとして、商業施設や高齢者施設、保育所、医療施設など都市機能の存続が困難となる地域が一層増大するものと想定されます。それ故、今後は人口密度を維持し、都市機能を確保するため、人口の集約化が必要となってまいります。

2ページ右側をご覧ください。人口の集約化に向け、2ページ右側の表のように、中心市街地、中心市街地以外の市街化区域、市街化調整区域の3つの区域に分けて課題に取り組むべき都市計画の基本的な方向性を検討いたしました。

まず、方向性の1つ目として中心市街地についてですが、人口の減少と事業所の流出が進むと、中心市街地の存続が困難となります。中心市街地の機能を維持するためには、商業機能や医療機能等の都市機能の立地誘導を図り、高齢者をはじめ多世代の市民交流による賑わいと、多くの市民が足を止めるための魅力づくりを進める必要がございます。

次に方向性の2つ目、中心市街地以外の市街化区域ですが、居住人口の急激な減少はないものの、今後高齢化が一層進むと想定されております。高齢化の進展により、特に公共交通の利便性の低い地域では、日常の暮らしやすさの低下が懸念されます。このため、歩いて暮らせる街づくりにより、生活利便施設と人口密度の維持を図るとともに、今後も人口増加が見込まれる市南部地域においては、面的整備が行われていない地域において、新たなまちづくりを進めてまいります。

また、方向性の3つ目、市街化調整区域では、今後居住人口の減少と高齢化が進み、地域のコミュニティの継承が困難となってまいります。このため、生活利便施設と地域コミュニティの維持を可能とするため、日常生活に密着した施設を中心に人口密度の維持を図ってまいります。

最後の一番下の欄、方向性の4つ目ですが、中心市街地へのアクセス手段、また日常生活圏内の移動の手段確保のため、市内の公共交通ネットワークの維持・拡充を図る必要があります。

3 ページ目、左側のフロー図をご覧ください。都市構造の集約化に向けた土地利用方針の策定にあたりまして、目標とする将来都市構造を設定しました。中段にありますように当市の既存の都市機能集積、インフラ、歴史的な生い立ちの特性を活用を主眼に、2つの大きな柱を設定しております。一つが市民の生活圏に合致した拠点の整備であり、もう一つがこの拠点につながる軸の確保であります。

まず、市民の生活圏に合致した拠点の形成についてでございますが、一宮駅周辺を都市拠点として、また、尾西庁舎及び木曾川駅周辺を中心に副次的都市拠点として位置付け、多様な都市機能が集積する拠点の形成を目指します。都市拠点である一宮駅周辺では、市域内外からの利用を想定し、尾張地域の代表的都市拠点として、広域的で高度な都市機能や、賑わいを創出する都市機能が集積するエリアとすることを目標とします。詳しくは4ページ、都市拠点形成の方針でご説明をさせていただきます。次いで、尾西庁舎や木曾川駅周辺など、合併前の旧市町の中心部については、副次的都市拠点として、一宮駅周辺の都市拠点を補完し、現一宮市域の北部・西部地域の高次な都市機能の集積地を目標とします。さらに、日常生活の中心となる、出張所や公民館など地域住民の利用頻度が高い都市機能施設が集積するエリアに、地域生活拠点の形成を目指します。

次に、フロー図下から2つ目になりますが、今ご説明しました各拠点を公共交通により行き来が出来るようにするため、拠点につながる軸として、基幹的公共交通ネットワークおよび需要に対応したサービス水準の支線的バスによる公共交通軸の形成を目指していきます。これら各々の機能を有する拠点と公共交通の軸により、市では将来的な都市構造として多拠点ネットワーク型都市の構築を目指してまいります。

3 ページ、右側の表をご覧ください。具体的に住宅地、商業地、産業用地のそれぞれの配置方針についてご説明いたします。

まず、住宅地の配置方針でございます。一宮市においても人口減少傾向にはあるものの、依然増加する新規世帯の受け皿として、必要な住宅地を配置します。特に、次の3つを柱に住宅地の推進を図ってまいります。1つに、中心市街地における高密度なまちなか居住の推進、2つに、市街化区域内の低未利用地を活用した新市街地整備、3つに、市街化調整区域の駅周辺等、利便性の高い低未利用地の活用、を進めてまいります。

次に商業地の配置方針でございます。多様な都市機能が集積する都市拠点及び、副次的都市拠点を中心に商業地を配置します。特に、一宮駅周辺においては、リニアインパクトや駅前ビルの整備効果を活かした民間開発の促進をすべく、土地の高度利用促進を目指し、魅力を高めるまちづくりを誘導していくものとします。

次に産業用地の配置方針でございます。本市の経済基盤となる新たな産業の立地の受け皿として、高速道のインターチェンジ周辺など、広域交通ネットワークを活用できる位置に産業用地を配置してまいります。

最後に一番下の欄でございますが、交通ネットワークの形成に向け、地域拠点となる都市拠点及び副次的都市拠点や地域生活拠点を鉄道やバスなどの公共交通で結ぶことを基本とするとともに、平坦な一宮市の地形特性を生かし、自転車利用など自動車に依存しない交通ネットワークの確立を目指してまいります。なお、

公共交通ネットワークの方向性につきましては、本年2月に改定されました、一宮市公共交通計画と整合を図ったものとなっております。

4ページ、左側をご覧ください。一宮駅周辺における都市拠点形成の方針についてご説明いたします。赤色破線で表しました賑わい軸、茶色で着色しました都市機能集積エリア、緑色破線で表しました複合居住軸及び桃色で着色しました賑わい居住エリアを設定いたしました。2027年に予定されているリニア開業によるリニアインパクトや、増加傾向にある海外からの旅行客などを一宮市に呼び込むためにも、一宮駅前の都市拠点形成の必要性は今後ますます大きくなってまいります。

まず、アーケードのある本町通りは、真清田神社の門前として栄えた商店街であり、銀座通りと一体となって駅からの回遊性を活かし、歩行者を優先するショッピングモールとし、商業業務機能が立地する賑わい軸の形成を図ってまいります。また、緑色破線で表しました4車線道路沿道は、商業・業務機能と高密度な居住機能とが複合した複合居住軸と位置づけ、商業業務機能の導入と高密度居住の実現を図ってまいります。その他の桃色で表した賑わい居住エリアでは、限界性豊かな身近な商業空間の形成を図ってまいります。

最後の4ページ右側の図でございますが、これまで述べさせていただきました方針をもとに、将来都市構造をまとめさせていただきました。中心にある赤破線の丸は、一宮駅周辺の都市拠点を示し、少し小さな赤破線の丸は、一宮駅左側に位置します尾西庁舎周辺と、左上側に位置する木曾川駅周辺の副次的都市拠点を示し、一宮市の拠点と位置付けてまいります。これらの都市拠点と桃色破線の丸で表しました地域生活拠点を鉄道やバスなどの公共交通で結び、さらに地域生活拠点へは地域生活バスで結ぶ、多拠点ネットワーク型都市の構築を目指してまいります。

また、水色破線の丸は、工業・物流拠点であります。現在、一宮JCT付近で東海北陸自動車道の（仮称）西尾張インターチェンジの整備が進められており、交通の利便性による企業誘致を図るため、建設予定地周辺に新たに工業・物流拠点を位置付けております。

引き続き、ファイルでございますが、一宮市都市計画マスタープラン部分改定（素案）につきまして、ご説明させていただきます。先程ご説明いたしました土地利用方針をもとに、一宮市都市計画マスタープランのうち、本素案のとおり部分改定の案をご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。将来都市構造図でございますが、東海北陸自動車道の（仮称）西尾張インターチェンジ周辺、図面では一宮JCT南側辺りを工業・物流拠点に新規で位置付けるとともに、一宮インターチェンジ東側にありました工業・物流拠点を拡張いたします。

3ページをご覧ください。コンパクト＋ネットワークである多拠点ネットワーク型都市の構築という将来像のもと、都市軸の配置方針にバス路線を追加するとともに、将来都市構造図（都市軸）にバス路線を追加いたします。

4ページをご覧ください。将来都市構造図（土地利用及び拠点）には、2ページで説明しました、工業・物流拠点及びバス路線を追加いたします。

5 ページをご覧ください。土地利用計画図に、2 ページと同様に工業・物流拠点を追加いたします。

6 ページをご覧ください。市街地再開発事業ですが、前回の都市計画マスタープラン策定後、平成24年に新たな駅前ビルが整備され、ビル内には公共施設や商業施設が入居し、特に図書館の整備により、図書館利用者が増加するなど賑わいが戻りつつあります。また、2027年に開業が予定されておりますリニア中央新幹線は、増加傾向にあるインバウンドとともに、今後名古屋を中心とする中京大都市圏に大きな経済効果をもたらすものであります。一宮駅周辺においても、名古屋駅と電車により10分で結ばれるという立地を生かしまして、商業業務機能や都市型居住機能等の都市機能のポテンシャルをさらに高めることが求められております。このようなポテンシャルを上手く活用し、細分化された敷地の統合や、老朽化した建物の共同建て替えと、これに合わせた新たな都市機能の導入などにより、適正な公共用地や緑化スペースなどのオープンスペースが確保された高度利用を図ることができます。今後高度利用促進を目指し、容積率の見直しや高度利用地区、再開発等促進区の指定等の活用により、行きたくなる街、住みたくなる街としての魅力を高めるまちづくりを誘導してまいります。

6 ページ下から4行目でございますが、市街化調整区域における地区計画の方針として、今後、運用指針を定め、適切な土地利用の誘導を図ってまいります。

同じページの下から2行目、集落地のコミュニティ維持でございます。一宮市においては古くから大きな農村集落地が数多く立地し、こうした歴史的背景をもとに、分家住宅が建設され、集落地が継承されてきております。しかし、今後の人口減少下では地域のコミュニティを存続させることが難しくなることが予想されます。今後、都市計画法の運用や市街化調整区域地区計画を活用し、コミュニティ維持を図ってまいります。

7 ページ中段の②鉄道駅を活用した宅地供給でございます。本市においては鉄道駅に隣接しながら市街化調整区域であることから住宅地として利用されていない地区があります。これらの地区においても、公共公益施設等の既存ストックを活用できる利便性の高い地区を優先し、地区計画を活用した土地利用転換を図ってまいります。

7 ページ下3行をご覧ください。工業系の開発においても、地区計画運用指針を定め、立地要件に合致する地区において、企業を集積すべく、拠点形成を行ってまいります。

8 ページをご覧ください。地域別構想編、地域1 本庁、丹陽町、大和町において、次のとおり変更を行います。8 ページ中段表の黒い四角の3つ目、工業・物流拠点に2 ページでの説明により、大和町を追加いたしました。また、8 ページ下の図に工業・物流拠点を追加いたします。

9 ページをご覧ください。丹陽町のまちづくりの目標に、黒ポッチの3つ目に出張所に隣接した地区では、居住及び都市機能を確保し、市南部の核の拠点を目指すものとして項目を追加いたします。大和町において、(仮称)西尾張インターチェンジ周辺における工業・物流拠点を位置付けるため、記述を追加しております。

10ページをご覧ください。まちづくり構造図において、西尾張IC周辺に拠点を設けるなど工業・物流拠点を変更いたします。

11ページをご覧ください。将来都市構造図の工業・物流拠点を変更いたします。

12ページをご覧ください。まちづくり構造図において、一宮木曾川IC周辺の工業・物流拠点の形状を変更いたします。

13ページをご覧ください。将来都市構造図の西尾張IC周辺への工業・物流拠点の追加等、工業・物流拠点を変更いたします。

14、15ページをご覧ください。両ページとも西尾張IC周辺への工業・物流拠点の追加等、将来都市構造図の工業・物流拠点を変更いたします。

16ページをご覧ください。まちづくり構造図において、工業・物流拠点を変更いたします。

以上で第4号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

会 長            それでは、議案第4号の趣旨説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。

委 員            こういう資料に対する質問もして良いのでしょうか。

会 長            どんなことでも結構です。

委 員            この都市計画マスタープランの資料は、地方創生のまちづくりを基にして、その資料を利用されているということでしょうか。その地方創生で作成した資料のどこを中心に利用されているのか、全体的になのか教えてください。

事 務 局        総合戦略で、いろいろな項目が掲げられました。それを実現するために、土地利用の見直し、都市計画マスタープランの見直しをする必要がありますので、総合戦略と今回の都市計画マスタープランの見直しというのは非常に関連がございます。連携して、進めていくというところでございます。

委 員            この資料を、この審議会が通ったら議会に見せていくのでしょうか。その際に、この資料をそのまま使うということでしょうか。

事 務 局        今、都市計画マスタープランの変更の作業を進めておりまして、土地利用方針の見直しというのもその作業の一つなんですけれども、本審議会でご審議を頂いた後に、市民の皆さんの意見をお聞きするパブリックコメントをします。パブリックコメントでまたご意見を頂きますので、そこでまた修正する箇所があるかも分かりません。その後、先走って申し訳ありませんが、また2月頃に、再度、都市計画審議会を開かさせて頂いて、委員の皆様にご審議を頂きます。そこで、内容が取りまとめましたら、都市計画のマスタープランの改定を正式に決定をして、告示をします。その際には、議会のほうに報告をさせていただきます。その資料

は、このとおりになるか分かりませんが、これに沿った内容で、ご説明をさせて頂くというふうに考えております。

会 長             どんな細かいことでも結構ですので、若しくは、こういうように対応すべきではないかという意見等ございませんでしょうか。

委 員             インター周辺に物流とか工業系のものを配置するというのは大賛成、良いと思うんですけど、問題は地域生活拠点である田舎のほうの集落、こういったところがこれから高齢化していく上での地域の足ですね。コミュニティタクシーの運行が始まりましたけれど、思う様な利用がされていない、バス路線も無い、こういったところの足をどのように確保していくかっていうことが、ここには盛り込まれていないように思うものですから、今後どういう方針であるのか、地域の人の足をどう確保するのかということを少し考えて頂きたいと思います。

事 務 局         今回ご提示したのは、一宮市公共交通計画というのが策定されて、それに整合させておりますので、その交通計画のほうでの細かい議論になるのかなと思っていて、ここでは申し訳ないですが、詳しくお答えできません。

委 員             なんとかなるだろうということですね。

事 務 局         交通計画のほうで議論を深められるかなと思っております。

委 員             まず、都市構造評価及び土地利用方針（骨子）の3ページですが、右側の土地利用方針の住宅地の配置方針で、市街化調整区域の低未利用地という言葉が使われているんですが、市街化調整区域で低未利用地というのは何を指すのかなというのが疑問なんですけど、意見として扱って頂ければ構いません。それから、4ページの都市拠点形成の方針ですが、中身としては大変理解ができるんですけども、真清田神社は歴史拠点としての位置づけも都市計画マスタープランにはされている。本町通りが参道としての役割を果たして、長い歴史をもって、そこに人々が集まっているということがあって、容積率を上げて高い建物が集積してきたときに、もともとあった人の流れとか、真清田さんに向けていく参道の計画だとかそういったものがある程度守られたうえでのまちづくりだというふうに思うものですから、たとえばこの中に歴史という言葉を入れるかどうかは別としまして、乱開発になってしまって、景観を損ねるものにならないように、そういう視点を入れて頂ければと思います。

会 長             ありがとうございます。先ほど挙げた低未利用地のことなんですけど、市街化調整区域だけじゃなくて市街化区域のほうについても低未利用地を活用すると記載されているんですけど、一宮市は、人口はそれほどまだ減らないから良いかも分からないんですけど、コンパクト化を目指そうと思ったら、低未利用地は活用しないと思えるので、コンパクト化は別に目指していないということですか。

事務局 コンパクト化は本市の目指すところでございます。今の市街化区域の中心市街地以外のところ、低未利用地としては、先ほどの人口分布図を見て頂くと分かりますように、一宮市の南部地域では区画整理を、面的整備をずっと行って参りました。そちらについては、まだまだ人が増えている現状がございます。その中で、まだ面的整備がされていない地域が残っております、そこについては、そういった低未利用地を利用して、面的整備をして、良好な住宅地を供給いたしまして、人口集中を図っていきたいということで、こういった記述となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 それは良いかもしれないんですけども、こういう記載の仕方ですと、他の同様な市街化区域の低未利用地も区画整理していくようにとれてしまうかなと思うんですけども。

事務局 表現の方を考えさせていただきます。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 部分改定（素案）の6ページでインバウンド（海外からの観光客）をさらに増加させるなど書いてありますが、海外の人が一宮に来る時に、どこを目玉として来るのでしょうか。

事務局 名古屋のホテル事情が非常に厳しいということで、一宮のホテルでたくさんのインバウンドの方が宿泊をされています。市役所の西側にバス用の駐車場が確保してあるんですけど、その駐車場に夜、観光バスが停まっていることがよくあります。周辺のホテルに宿泊するために観光バスでお連れになったというような話も聞いておりますので、観光地も、先ほど話もありましたが、真清田神社という史跡もあるんですけども、そういうようなホテルのご利用という方が増えているというのが、現状であります。

委員 一宮の中を観光してもらおうというよりは、名古屋の宿泊場として利用してもらおうということですか。

事務局 せっかく一宮に来て頂きましたので、少し北の方に行って頂きますと、ツインアーチ138という展望塔がある国営公園がございます。年間200万人弱の方が、ご来園頂いている集客施設でございますので、そこを經由して各務ヶ原から東海北陸自動車道に乗って頂いて、白川郷の方に行ってください、そういうような昇龍道がありますので、そこには是非一宮も組み込んで頂けたらなと思って、いろんなところに働きかけをしているところでございます。

委員 先日、何回か第6次総合計画や第7次総合計画に向けての市民たちが集まって、

ワークショップをやったんですけれども、その中で、地区毎によって、全然受けとられ方が違うんですね。丹陽地区の方、それから、萩原の祖父江寄りの稲沢に近い人だとか、奥町、北方とかいろんなところから見た方の話を聞くと、交通機関が全然無くて、医者にバスで行こうと思っても、i-バスの時間がどうしても合わなくて行けないとか。これから高齢化すると、どんどん行けなくなってしまふ。交通手段がないからどうにかしないとイケないんだけど、という話に行き着いてしまうんですね。ちょっと話を聞いたときに、30年後がすごい長いスパンだなと思って、いきなり30年後と言われてもちょっと分かんないなというふうに思ったんですけれども、それだけ点在してできているならそこを結びつける道路、幹線道路ってあまり無いですよ。北が島村から、千秋とか丹陽に抜けていく大きい道以外で車で来やすい道ってあまり思いつかないんですけど、そういった環状になる道路をつくることは、都市計画の範疇なのかどうか分かりませんが、そういったものがあれば、もっとそのコンパクト化しなきゃいけないってなっているんですけども、実際に島村とかに住んでいる人達もいて、そこも、活かそうっていうのも都市計画の中の一つの案としてあるって私は受け取ったので、そこを活かすのであればそういった計画もバブルならともかくこの時代に道をまたそういうのをつくるってどうかと思うのですが、希望的な観点もあるのかということです。

事務局

おっしゃるとおりです。新たな社会資本、道路だとかをどんどんつくるっていう時代ではありません。どちらかと言えば、今あるストックというような言い方をしますけれども、モノをいかに賢く使うかっていうのが、これから求められるという中で、鉄道駅周辺は鉄道というストックがありますので、そういうのを活用して、そこに皆さんに集まって頂きます。やっぱり人口密度がないと、いろんな生活利便施設が維持できない、公共交通もそうですし、商業も病院等もです。それを、すぐにはできませんので、長いスパン、20年、30年、40年かけて、そういうまちづくりをしていこうというのが、都市計画の考えだということでご理解頂きたいと思います。

委員

木曾川町とかに住んでいる、高齢化して足が無いお年寄り達が、先ほどおっしゃったところに行くための基盤をつくるっていうことは、都市計画の中に入らないんですか。そこまで入れてやらないと、ここに皆が住めれば良いからでは、あとの人たちは何かすごい置いてきぼり感を感じてしまうんです。集約しなきゃいけないけど、実際そこに住まなきゃいけない人はいるので、そのところはちゃんと基盤をつくりますよって言わないと、皆さん納得しないと思うんですよ。

事務局

都市計画に関する基本的な方針の部分改訂の4ページのところに、将来都市構造図というのがあって、赤い丸が都市拠点というご説明をしました。一宮市は市町村合併を繰り返して市域を拡大してきたというような歴史、都市の生い立ちがある中で、それぞれの連区というのが、ございます。今言われた萩原だとか千秋だとか西成です。そういうところは出張所等がありますので、出張所があるよう

なところを地域生活拠点に位置付けましょうということです。そういうところに行くために、青色の破線の矢印が書いてあるかと思うんですが、特にバスだとか鉄道がない辺りです。この図面で言いますと、左の下の方にピンクの破線の丸があります。それにに向かって、青い破線の矢印があると思うんですが、これがイメージとしてはiタクシーでございます。

委 員 試験的にやっているものですか。

事 務 局 はい、そういうもので、足を確保していきましょうというような、段階的な、拠点を持ったまちづくりを進めようというのが、今回ご提案させて頂いたものです。

委 員 業者がそれなりに増えれば、良いですけどね。アピール力だと思うんですけど、利用してくれる人が、年寄りがみんなiタクシーを使うっていうふうに意識を持ってもらうのに、やっぱりアピールしていかないと、成り立ちませんよね。アピールして下さい。

会 長 はい、ここは重要な議論だと思います。鉄道みたいにインフラが必要なものだと、そう簡単にはつくることもできないし、撤去することもできないし、弾力的に交通を活かそうとすれば、今ご提案のあったiタクシーだとかを選ばざるを得ないですね。  
他にはいかがでしょうか。

委 員 市街化調整区域の駅周辺の利便性の高い圏域の活用というふうに書かれているということは、市街化調整区域においても、需要がある場合は、新規住宅をつくっていくということでしょうか。

事 務 局 先ほど説明させていただきました都市構造評価及び土地利用方針（骨子）の1ページのところなんですけれども、30年後には市街化調整区域の人口密度も低下していくようなことがあって、そういう人達を、駅周辺にできるだけ集まって、密度を高めて生活をして頂きたいというようなことで、市街化調整区域のコミュニティを維持するためにも、そのような施策が必要だというふうに考えたところでございます。

委 員 地区計画を活用して、駅周辺に、移住してもらおうということですか。

事 務 局 そうです。市街化調整区域の駅周辺については、既存ストック、出張所とか学校とか保育園というのものもあるものですから、そういうところにできるだけ集約できるような都市構造にしていきたいです。市街化区域においても、市街化区域の中で集約できるような都市構造にしていきたいという考えです。



アルに言うのか言わないのかというところは、検討の余地があるのではないかと思います。そんなに急速に変化していく時代ではないので、努めてメリハリに持っていこうとするとしても、実際はならないということもあるかと思います。

委員 例えば、何かを廃止しようとしたときに、それをどこにつくるかといった場合、ではこの拠点内につくる、まとめてしまおうというような考えが出てきて、それに則って、やっていくのだと思います。

会長 そうしないと、コンパクトシティは目指せないと思います。

会長 はい、次回も議論する時間がありますので、今、多方面のご意見を頂きましたので、そのあたりを踏まえて、案を修正頂いて、パブリックコメントもありますけれども、第2回の審議会でもた、議論をしたいと思います。時間がきておりますので、審議は以上にしたいと思います。

なお、先ほど事務局から説明がありましたとおり、議案第4号「一宮市都市計画に関する基本的な方針の部分改定について」の答申につきましては、来年2月の都市計画審議会にて予定しておりますので、よろしくお願いたします。

本日の議案の審議については以上でございますので、事務局の方に以降の進行をお返しします。

(閉会)

事務局 会長どうもありがとうございました。それでは、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議頂きありがとうございました。これをもちまして、平成28年度 第1回 一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

閉会 午後4時10分